令和6年度　佐野市地域活性化事業補助金　募集要領

1　地域活性化事業補助金の概要

（1）趣旨

この補助金は、市の区域内において、地域の特色を生かしながら実践する地域づくり活動をする団体（地域づくり団体）に対して補助するものです。

（2）補助対象事業

補助対象となる事業は、次のいずれかとなります。

1）地域活性化プラン策定事業

地域における課題の検討を行い、その解決に向けて、将来の見通しを踏まえた具体的な実施計画の策定に係る事業

2）地域活性化プラン実践活動事業

地域活性化プランの実証又は実践に係るソフト事業及びハード事業

なお、実施する事業は次のいずれかの取組に資するものに対して補助しますので、地域活性化プラン策定事業（地域活性化プラン実践活動事業）実施計画（様式第２号）の「１　実施計画の内容」欄に「ア．小さな拠点づくりに関する取組」又は「イ．地域の特色を生かした地域づくりに関する取組」のいずれかを記載してください。

ア．小さな拠点づくりに関する取組

小さな拠点づくりとは、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場や地域資源を活用した仕事の創出、集落間の交通ネットワークの形成等を通して、住み慣れた地域で将来にわたって安心して暮らしていくことができるようにする取組です。

イ．地域の特色を生かした地域づくりに関する取組

地域の特色を生かしながら住民自らが実践する地域づくり活動で、人口減少問題の克服や将来にわたる地域の活力の維持を目指す地方創生の実現を図ることを目的とした取組です。

補助対象とならない事業は、次のとおりです。

・宗教、政治又は選挙活動を目的とした事業
・公序良俗に反する事業
・本補助金を受けて事業を実施するよりも、国、県、市、その他の団体による補助を受けることで、より効果的な実施が見込められる事業
・地域活性化事業の目的に照らし市長が適当でないと認める事業

（３）補助対象要件

実施する事業は、次のことを全て満たしていることを要件とします。

１）公益性

市の総合計画その他の計画の推進を図る公益性を有するもの。

２）広域性

２以上の町会を含む区域を事業範囲とする広域性を有するもの。

※町会とは、「佐野市町会に関する規則（令和２年佐野市規則第１４号）別表に掲げる町会」です。

３）継続性

補助対象期間終了後、５年以上継続的な実施が見込まれる継続性を有するもの。

（４）補助対象者

補助対象者は、市の区域内において補助対象事業を実施する地域づくり団体（市の区域内において地域活性化事業を行い、又は行おうとする団体（その団体の２以上のものが連合する場合を含む。）であって、規約、役員、会計等が明確である団体）です。

なお、法人格を有することは必須ではありませんが、営利を目的とする団体を除きます。

（４）補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、主に次のとおりです。

１）会議費（会議室借上料、資料代、印刷代、賃借料、消耗品費等）

２）委託費（地域活性化プラン策定委託料、地域活性化実践活動委託料）

３）報償費（事業目的のため、外部講師等に対する報償費等）

４）備品購入費（単価が 20 万円未満の備品購入費）

５）その他、地域活性化事業の目的に照らし市長が適当と認める費用

（５）補助対象外経費

補助金の対象とならない経費は、主に次のとおりです。事業に要する費用から次の対象とならない費用を控除した金額を交付します。

１）土地の測量、購入又は補償に要する費用

２）建物の購入、補償、新築及び新築に要する原材料の購入に要する費用

３）食糧費（ただし、事業目的のために招聘した外部講師等に対する費用を除く。）

４）人件費、事務室に係る賃借料、光熱水費等の事業の実施に直接必要とされない経常的な管理運営に係る費用

５）単価が 20 万円以上の物品の購入に要する費用

６）住民個人に対し金銭を支出する費用

７）出資及び貸付に要する費用

８）基金等への積み立てに要する費用

９）地域活性化事業の目的に照らし市長が適当でないと認める費用

（６）交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で補助対象事業及び補助額を決定します。ただし、１事業あたり１００万円を限度とします。

※交付決定前に支出した費用は対象となりません。

２　申請

（１）事前相談

申請にあたっては、事前に佐野市政策調整課地域活性化係にご相談ください。

（２）申請期間

令和６年４月１日（月）から令和６年４月３０日（火）

（３）提出書類

１）地域活性化事業補助金交付申請書（様式第１号）

２）地域活性化プラン策定事業（地域活性化プラン実践活動事業）実施計画（様式第２号）

３）地域活性化プラン策定事業（地域活性化プラン実践活動事業）実施計画書（様式第３号）

４）収支予算書の写し

５）団体の規約等

６）事業スケジュール（当該年度及び次年度から４年間のスケジュール）

７）事業の全体がわかるポンチ絵

（４）申請書の提出方法及び提出先

直接、政策調整課地域活性化係の窓口へ持参してご提出ください。

３　審査

（１）審査方法

地域活性化事業補助金審査委員会が審査基準に基づき、書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査します。

（２）審査基準

１）公益性　市の総合計画その他の計画の推進が図れているか。

２）広域性　２以上の町会を含む区域を事業範囲とする広域性を有するものか。

３）継続性　５年以上継続的な実施が見込まれるものか。

４）妥当性　事業内容が現実性のあるものか、事業計画のスキームが適切であるものか、事業収支が事業を遂行する上で適正であるものか。

５）主体性　団体の事業実施能力、事業を実施する能力や主体性があるか。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング

補助対象者を選定するにあたり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。（詳細については別途ご案内します。）

4　審査結果

審査の決定については、書面により通知いたします。

※この段階で正式に補助金の交付が決定するものではありません。

この補助金は、栃木県の補助金を活用し実施する事業であり、県の補助金が交付決定されなかった場合又は減額されたときは、補助金の中止、変更等を行うことがあります。

5　交付決定

補助対象者への交付決定は、県の補助金が決定された後、書面により通知いたします。

6　実績報告

事業が完了したときは、事業実績書と収支決算書の写しを添えて地域活性化事業実績報告書（様式第１１号）を提出していただきます。